



# 長野県報

7月26日(月)  
令和3年  
(2021年)  
第223号

## 目次

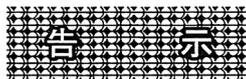
### 告示

都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課).....	1
基本測量の実施(建設政策課).....	2
公共測量の実施(2件)(建設政策課).....	2
公共測量の終了(建設政策課).....	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4

### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(16件)(産業政策課).....	6
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	27
土地改良区管理規程の認可(農地整備課).....	27
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	27
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	28
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課).....	28
企画提案公募(プロポーザル)(特別支援教育課).....	28
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課).....	30
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課).....	31

正誤(産業政策課).....	33
----------------	----



### 長野県告示第420号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年7月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
塩尻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
塩尻都市計画下水道事業 塩尻市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和48年10月1日から  
令和9年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

**長野県告示第421号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年7月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

基本測量 火山基本図データ作成（御嶽山地区）

## 2 作業期間

令和3年7月9日から令和4年3月31日まで

## 3 作業地域

木曾郡上松町、木曾郡木曾町、木曾郡玉滝村

建設政策課

**長野県告示第422号**

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年7月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（塩尻市基盤地図修正）

## 2 作業期間

令和3年6月16日から令和4年1月21日まで

## 3 作業地域

塩尻市

建設政策課

**長野県告示第423号**

佐久市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和3年7月26日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量（佐久市都市計画基本図整備）

## 2 作業期間

令和3年6月14日から令和3年10月30日まで

## 3 作業地域

佐久市

建設政策課

**長野県告示第424号**

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年7月26日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量（2級・3級基準点 座標補正）
- 作業期間  
令和3年4月23日から令和3年6月30日まで
- 作業地域  
北佐久郡御代田町

建設政策課

**長野県告示第425号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び上田市役所に備え置きます。

令和3年7月26日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
萩 (追加)	次に掲げる地番の土地に存する標柱11号、令和3年1月21日長野県告示第38号で指定した萩急傾斜地崩壊危険区域の標柱9号、8号及び7号を順次結んだ線及び標柱7号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	上田市真田町 " "	傍陽 " "	表 " "	5976番1 5975番 5978番1	7号及び11号 8号 9号

砂防課

**長野県告示第426号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、令和3年7月26日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和3年7月26日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
上山田南簡易郵便局 局長 金井 行正	長野県千曲市上山田874-1	長野県千曲市上山田874-1 上山田南簡易郵便局

会計課

**長野県飯田建設事務所告示第26号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年8月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年7月26日

長野県飯田建設事務所長 細川 容宏

1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 152号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡大鹿村大河原1834番の2地先から 下伊那郡大鹿村大河原1825番地先まで	旧	m 4.6 ~ 6.2	Km 0.2300
同 上	新	5.6 ~ 7.0	0.2300

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 下条米川飯田線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市千代1543番の2地先から 飯田市千代1562番の2地先まで	旧	m 4.4 ~ 8.0	Km 0.2100
同 上	新	7.4 ~ 11.5	0.2100

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 米川駄科停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市千代170番の4地先から 飯田市千代131番の5地先まで	旧	m 3.6 ~ 10.3	Km 0.3590
同 上	新	7.0 ~ 12.7	0.3590

4 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大島阿島線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡喬木村5540番の15地先から 下伊那郡喬木村5492番地先まで	旧	m 2.9 ~ 20.2	Km 0.2233
		3.1 ~ 21.9	0.5220
		3.1 ~ 28.4	0.4517
同 上	新	2.9 ~ 20.2	0.2233
		3.1 ~ 21.9	0.5370
		3.1 ~ 28.4	0.4667

道路管理課

## 長野県飯田建設事務所告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年8月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年7月26日

長野県飯田建設事務所長 細川 容 宏

1 (1) 路線名 152号

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡大鹿村大河原1834番の2地先から  
下伊那郡大鹿村大河原1825番地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和3年7月26日

2(1) 路線名 下条米川飯田線

(2) 供用を開始する区間

飯田市千代1543番の2地先から

飯田市千代1562番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和3年7月26日

3(1) 路線名 米川駄科停車場線

(2) 供用を開始する区間

飯田市千代170番の4地先から

飯田市千代131番の5地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和3年7月26日

4(1) 路線名 大島阿島線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡喬木村5540番の15地先から

下伊那郡喬木村5492番地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和3年7月26日

道路管理課